

図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会
設置要綱（案）

2021 年〇月〇日

図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会
（全体会）決定

（設置）

- 第 1 条 「著作権法の一部を改正する法律」（令和 3 年法律第 52 号。以下「改正著作権法」という。）による図書館資料の公衆送信に関する新たな補償金（図書館等公衆送信補償金。以下単に「補償金」という。）の創設に伴い、権利者・出版関係者と図書館等関係者が、補償金の在り方の検討や、図書館資料の公衆送信に係る改正著作権法第 31 条の解釈・運用に関するガイドラインの策定など、図書館等における著作物の適切な利用の促進等に資するための情報交換や意見交換を行うことを目的として「図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会」（以下「本協議会」という。）を設置する。
- 2 次条第 2 項第 1 号に定める補償金に関しては、補償金額の最終的な合意に至るまで議論・調整を行う「協議」を目的とするものではなく、あくまで、改正法に基づく図書館設置者ならびに図書館を代表する者に対する「意見聴取」（指定管理団体が指定された後に行われるもの）を円滑に進めるために、その参考となる情報交換や意見交換を行うための場として設置されるものである。なお、「意見聴取」は、指定管理団体が主体となっていくものであり、その実施方法については、指定管理団体において別途検討されるものである。

（本協議会の構成）

- 第 2 条 本協議会は総合的な見地から意見交換を行う「全体会」及び個別の検討事項に関する意見交換を行う「分科会」で構成する。
- 2 分科会の検討事項は次に掲げるとおりとし、検討の進捗状況に応じて、適宜、全体会への報告を行う。
- 一 補償金について
 - 二 改正著作権法第 31 条の解釈・運用に関するガイドラインの策定について
 - 三 図書館等公衆送信サービスに当たって特定図書館等及び当該図書館等の利用者に求められる具体的な要件の整備について
 - 四 図書館等公衆送信サービスにおける事務処理（補償金の徴収を含む）の円滑かつ適切な実施について

（構成員）

- 第 3 条 本協議会は、別紙のとおり、権利者・出版関係者（補償金の対象となる権利を有する団体を中心）の代表者・推薦者、図書館等関係者（図書館種別ごとの関係団体が中

心)の代表者・推薦者及び著作権法又は図書館に関する専門的知見を有する有識者をもって構成する。

2 分科会に属する具体的な構成員は、全体会において定める。

(代理・陪席・オブザーバー等)

第4条 構成員のうち権利者・出版関係者の代表者・推薦者及び図書館等関係者の代表者・推薦者については、代理による出席を可能とする。

2 陪席は、前条第1項の各団体のうち1団体につき原則2名以内とし、事前に申し込みを要することとする。なお、これとは別途、全体会・分科会の構成員は、自らが属しない分科会に陪席することができる。ただし、陪席者は、原則として会議中に発言することはできない。

3 前条第1項の権利者・出版関係者及び図書館等関係者以外の団体であって本協議会で認められた団体については、オブザーバーとして出席することができる。ただし、オブザーバーは、原則として会議中に発言することはできない。

4 本協議会では、必要に応じて、オブザーバーを含む関係団体や有識者等からヒアリングを行うことができる。

5 本協議会には、文部科学省及び文化庁等の各省庁等の職員が出席することができる。

(定足数)

第5条 全体会及び分科会は、権利者・出版関係者の代表者・推薦者と図書館等関係者の代表者・推薦者それぞれの半数以上の出席（代理出席を含む。）をもって成立する。

(座長)

第6条 全体会については、権利者・出版関係者の代表者・推薦者と図書館等関係者の代表者・推薦者から各1名の座長を選出し、共同座長とする。

2 分科会については、全体会において定めた者を座長とする。

(検討スケジュール)

第7条 全体会については、少なくとも年間1回程度、分科会については、月1回程度を目安に開催する。

2 初年度は、補償金及び改正著作権法第31条の解釈・運用に関するガイドラインに関する事項を優先して検討し、その他の事項についても、必要性・緊急性に応じて並行して検討を行う。

(議事概要等の作成・公開)

第8条 本協議会の記録は議事概要とする。

2 議事概要（構成員の発言を要約して記載したもの）は、会議終了後速やかに作成して構成員に送付する。

3 議事概要は無記名とし、各構成員の確認の後、最終版を構成員、構成員の所属・推薦団体、オブザーバー及び各省庁等に共有するものとする（ホームページ等で一般に公開

することは想定していない)。なお、構成員が所属・推薦団体の関係者に対して、議事概要やそれに詳細を補足等した資料を共有することは差し支えない。

- 4 議事概要に代えて、議事のポイント（議事の主な内容や委員の主な意見の概略をまとめたもの）を作成してホームページ等で公開する。また、あわせて会議の配付資料についても原則としてホームページ等で公開する。

（事務局・費用負担）

第9条 本協議会の庶務は、図書館等公衆送信補償金の指定管理団体又は同団体が設立されるまではその設立準備委員会の事務局（日本書籍出版協会及び日本雑誌協会）において行う。

- 2 本協議会の開催等に係る費用（会場費や設備費、有識者の旅費等）は、図書館等公衆送信補償金の指定管理団体又は同団体が設立されるまではその設立準備委員会が負担することを基本とし、構成員の参加に係る費用、日当等については、各構成員の所属団体等の負担とする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、本協議会に関し必要な事項は、構成員に諮って定める。

（適用）

第11条 この要綱は、令和3年10月28日から適用する。